

4 広第 1 2 1 3 号
令和 4 年 9 月 2 8 日

福岡県個人情報保護審議会
会長 小林 登 様

福 岡 県 知 事

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度における
対応について（諮問）

令和 3 年 5 月 1 9 日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）により、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「個人情報保護法」という。）が改正され、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとされました。

個人情報保護法の改正規定のうち、地方公共団体の機関や地方独立行政法人に関する規程については、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されるため、本県の個人情報保護制度についても所要の対応を講ずる必要が生じております。

つきましては、福岡県個人情報保護条例第 5 1 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、次の項目における対応の方向性について諮問します。

- ・ 改正後の個人情報保護法において、条例で定めることができるとされている事項及び条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項について

検討項目一覧表

検討項目	現条例	概 要
条例要配慮個人情報 (法第60条第5項)	第3条 第3項	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法では、本人に対する不利益が生じないように、取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる「要配慮個人情報」を規定。 ・上記に加えて、地域の特性等に応じて配慮を要する個人情報として「条例要配慮個人情報」を条例で定めることも可能。

※その他の検討項目が生じた場合は、今回の諮問における検討事案として随時審議を行う。

4 個 保 審 第 〇 号
令和 4 年 9 月 日

福 岡 県 知 事 殿

福岡県個人情報保護審議会
会長 小 林 登

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度における
対応について（答申案）

令和 4 年 9 月 2 8 日 4 広第 1 2 1 3 号により諮問のあった、個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度における対応について、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

項目	条例要配慮個人情報	関連条文	改正法	60 条 5 項
			現条例	3 条 3 項
概 要	<ul style="list-style-type: none">改正法では、本人に対する不利益が生じないように取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる「要配慮個人情報」を規定。上記に加えて、地域の特性等に応じて配慮を要する個人情報として条例要配慮個人情報を条例で定めることが可能			
検討事項	<ul style="list-style-type: none">条例要配慮個人情報の追加が必要か			
審議会の結論	<ul style="list-style-type: none">同和地区の所在地に関する記述が含まれる個人情報については、上記に鑑み、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、「条例要配慮個人情報」を規定することが適切と判断する。			